精密工学会「賛助会員の会」運営規程

（目的）

第１条

１．精密工学会賛助会員相互の情報交流・意見交換の場を提供すること、さらには賛助会員と学会幹部との情報交流・意見交換の機会を提供することにより、学会における賛助会員の活動の活性化を図ることを目的とする。

（組織）

第２条

１、賛助会員の会（以下、「本会」という）は、全ての賛助会員の代表者、ならびに同会員組織に属する精密工学会個人会員からなるが、「協力会員」として精密工学会幹部が積極的に協力する。

２．本会の代表者として、会長職を１名設け、任期を１年とする。

３．本会に運営委員会を設置し、本会の活動の企画運営を行う。運営委員は１５名から２５名とし、任期を２年とする。

４．本会の会長及び運営委員（内、委員長１名、幹事１名）は、賛助会員の互選により選出し、再任を妨げない。

（活動）

第３条

１．本会は毎年２回の会合を開催し、ニューテクノフォーラム（略称 NTF)、及び昼食懇談会(有料)、ほかを企画実施する。

２．開催時期は、通常、精密工学会春秋大会期間中とする。

（参加招集）

第４条

１．会合の開催実施にあたっては、予め、会合ごとに各賛助会員組織の代表者（または指定された方）に対し案内する他、賛助会員組織の個人会員には大会への参加募集の中で、NTF および懇談会ほかへの参加を呼び掛ける。懇談会については事前申し込みを必要とする。

（総会）

第５条

１．総会は毎年１回、会長/委員長の招集により開催するが、その議決は出席者の過半数により行う。開催時期は、原則、春季大会期間中とする。

２．各賛助会員代表者または代理者が議決権を有するが、第２条第１項の他のメンバーも出席することができる。

（運営委員会）

第６条

１．運営委員会は会長/委員長が招集し、企画および運営について審議する。

２．開催時期は総会時の他、文書審議も含め、随時開くことができ、その議決は出席者の過半数により行う。

（精密工学会理事会との連携）

第７条

１．総会・NTF ほかの企画開催にあたり、直前の理事会または業務執行委員会に計画について報告し了承を得なければならない。

２．本会の運営を円滑にするため、精密工学会理事会内に担当理事を指名する他、必要に応じ担当部会を定めサポートする。

３．上記担当理事は、本会の運営委員であることが望ましい。

４．本規程の改廃については、精密工学会理事会の承認を得なければならない。

以上

2010 年度第 4 回理事会承認

2012 年度第 3 回理事会承認（運営委員の任期、人数範囲を変更）

2013 年度第 1 回理事会承認（総会の開催回数の変更と開催時期）